

◎内局不信任決議案（資料—2）提出

議会無視という宗務行政手法を取ったのではないかという疑義がある中で、質問に対して明確な説明責任を果たそうとしないだけでなく、財産処分を約束したのは、「宗務執行の権限は内局に属する」という宗憲 44 条をあげ、内局に付与されている宗務執行の責任として行ったものであると強弁をします。この答弁は、居直りとも取れますが、単なる居直りと見過ごせるものではなく、恣意的に宗務執行の権限を拡大解釈するものであり、宗門法規を無視するものであります。宗門法規を遵守しない内局にわが宗門の宗務を任せることができず、議長に内局不信任決議案を 5 月 31 日、提出しました。

採決は、与党と無所属が反対し、賛成はわれわれ 10 名で、賛成少数で否決されました。